

船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008函第15号	
事故等名	引船第二十八富士丸安全阻害	
発生年月日時刻	平成20年7月25日 02時00分ころ	
発生場所	青森県龍飛埼北西方沖合約2海里	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月20日 函館・地方事故調査官が海難報告書を精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	引船第二十八富士丸 199トン 131688 洪田タグボート株式会社	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 三級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	左舷プロペラのブレード4枚の先端に曲損等	
事故等の経過	第二十八富士丸は、北海道室蘭港へ回航のため、関門港若松区を発し、平成20年7月25日02時00分ころ龍飛埼北西方沖合約2海里的地点を航行中、船尾船底部が水中障害物と接触し、左舷プロペラのブレード4枚の先端に曲損等を生じた。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし なし なし なし
原因	本件安全阻害は、夜間、航行中に水中障害物と接触したものと考えられる。	